

平成 27 年 6 月 19 日開会

平成 27 年 6 月

市議会定例会議案書

寝 屋 川 市

目 次

番 号	案 件	頁
報告第 5 号	平成 26 年度寝屋川市一般会計継続費繰越しの報告	別冊
報告第 6 号	平成 26 年度寝屋川市水道事業会計継続費繰越しの報告	別冊
報告第 7 号	平成 26 年度寝屋川市一般会計繰越明許費の報告	別冊
報告第 8 号	平成 26 年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計繰越明許費の報告	別冊
報告第 9 号	平成 26 年度寝屋川市水道事業会計予算繰越しの報告	別冊
議案第 45 号	寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	1
議案第 46 号	寝屋川市立学び館条例の制定	3
議案第 47 号	平成 27 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 48 号	平成 27 年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 49 号	財産の取得（学園 I C T 化構想事業用パソコン・タブレットパソコン等）	12
議案第 50 号	財産の取得（ハイブリッド塵芥収集車）	13
議案第 51 号	財産の取得（消防団車両）	14
議案第 52 号	財産の取得（胃・胸部レントゲン機器等）	15

議案第 45 号

寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 6 月 19 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年寝屋川市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 3 項、第 32 条第 3 項、第 45 条第 3 項及び第 48 条第 3 項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 46 号

寝屋川市立学び館条例の制定

寝屋川市立学び館条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 6 月 19 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市立学び館条例

(目的及び設置)

第1条 市民の世代間の交流を推進し、人と人とのふれあいを図り、生涯学習の一助となる社会教育施策を実施するとともに、この社会教育施策に貢献する社会教育団体等の活動の場所及び市民の自主学習・自主活動の場所を提供することを目的として、寝屋川市立学び館（以下「学び館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 学び館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 寝屋川市立学び館
- (2) 位置 寝屋川市明和一丁目13番23号

(事業)

第3条 学び館は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の学習、文化活動、スポーツ、レクリエーションその他自主的な活動の促進に関すること。
- (2) 生涯学習に関する相談及び情報の提供に関すること。
- (3) 市民の自主学習・自主活動及び世代間交流を図るために必要な場所の提供に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生涯学習の推進を図るために必要な事業の実施及び場所の提供に関すること。

(利用者の資格)

第4条 学び館を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 寝屋川市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者
- (2) 市内の会社、事業所等に勤務する者
- (3) 市内の学校に通学する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、次条第1項に規定する指定管理者が適当と認め

る者

(指定管理者による管理)

第5条 学び館の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）により行わせることができる。

2 指定管理者による業務を行わない場合は、前条及び次の各条項における所要の読替えにより、教育委員会がその職務を行う。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 学び館の利用の許可に関する業務
- (2) 学び館の施設及び附属設備（物品を含む。以下同じ。）の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、学び館の運営に関する業務のうち、市長又は教育委員会の権限に属する事務を除く業務

(指定管理者の指定期間)

第7条 指定管理者が学び館の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から起算して5年間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定申込み)

第8条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、教育委員会規則で定めるところに従い、次の各号に掲げる書面を添えて、当該指定について教育委員会に申し込まなければならない。

- (1) 学び館の事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める書面

2 指定管理者の指定は、前項の規定により提出された書面を審査し、かつ、実績等を考慮して、学び館の設置目的を最も効果的に達成することができることその他教育委員会規則で定める事項をその基準とする。

3 前2項の規定は、前条ただし書の再指定について準用する。

(寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会)

第9条 指定管理者の候補者の選定について調査審議するため、教育委員会の附属機関として、寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会の組織、運営その他選定委員会について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（指定管理者の指定）

第10条 教育委員会は、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該議決に係る被選定者を指定管理者に指定するものとする。

2 教育委員会は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

（事業報告書の作成・提出）

第11条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第13条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して7日以内に、当該年度の取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 学び館の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 学び館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収入の実績
- (3) 学び館の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による学び館の管理の実態を把握するために必要なものとして教育委員会が定める事項

（業務報告の聴取等）

第12条 教育委員会は、学び館の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務及び経理の状況について、定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第13条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の

全部若しくは一部の停止を命じることができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合について準用する。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、寝屋川市は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金の納入)

第14条 学び館を利用する者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第15条 教育委員会は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、あらかじめ教育委員会が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、指定管理者が定める方法により、その申請手続をしなければならない。

(利用料金の不還付)

第17条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由その他指定管理者が特別の理由があると認めるときは、指定管理者は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用時間)

第18条 学び館を利用することができる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、午後5時30分までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、前項に規定する時間を変更することができる。

(休館日)

第19条 学び館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 毎月の第3日曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで

(利用の許可)

第20条 学び館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可を与える場合において必要があると認めるときは、その利用について条件を付することができる。

3 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可を与えないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 学び館の施設又は附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 業として営利を目的とするものと認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、学び館の管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限)

第21条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止若しくは退去を命じることができる。

(1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(3) 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。

(4) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

- (5) 天災地変その他の避けることのできない理由により必要があると認められるとき。
- (6) 公益上必要があると認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、学び館の管理上特に必要があると認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、許可を取り消し、又はその利用の中止若しくは退去を命じた場合において利用者に損害が生じても、寝屋川市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(入館の制限等)

第22条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、学び館に入館することを禁止し、又は学び館から退館することを命じることができる。

- (1) 他人に迷惑をかけ、又は学び館の施設若しくは附属設備を損傷するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、学び館の管理上支障があると認められる行為をするおそれがある者

(原状回復義務)

第23条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第13条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者は、その利用が終わったとき又は第21条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止若しくは退去を命じられたときは、その利用した施設又は附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第24条 利用者は、学び館を利用する権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は特に

指定管理者の許可を得た場合を除き、目的外に利用してはならない。

(特別の設備の設置及び変更の禁止)

第25条 利用者は、学び館の施設に特別の設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、教育委員会及び指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第26条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により学び館の施設又は附属設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を寝屋川市に賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第27条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人に関する情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第28条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定に基づく指定管理者の指定、学び館の利用の許可その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(寝屋川市立いきいき文化センター条例の廃止)

3 寝屋川市立いきいき文化センター条例（平成12年寝屋川市条例第11号）は、廃止する。

(寝屋川市立教育センター条例の廃止)

4 寝屋川市立教育センター条例（平成20年寝屋川市条例第10号）は、廃止する。

別表（第14条関係）

利用料金

時間区分 利用区分	午前 (午前9時から正 午まで)	午後 (午後1時から午 後5時まで)	夜間 (午後6時から午 後9時まで)
茶室	250円	300円	250円
和室	350円	500円	350円
講習室	400円	550円	400円
学習室	450円	600円	450円
音楽室	450円	600円	450円
料理室	600円	800円	600円
多目的室	1,500円	2,000円	1,500円

備考

- 1つの利用区分について、2つ以上の連続する時間区分を利用する場合は、それぞれの時間区分にかかわらず、当該時間区分の間の時間についても、利用することができる。この場合における利用料金は、それぞれの時間区分の欄に規定する金額の合計額とする。
- 多目的室の午後の時間区分における利用については、午後1時から午後3時まで又は午後3時から午後5時までに区分して利用することができる。この場合における利用料金は、この表の午後の欄に規定する金額の2分の1の金額とする。
- 和室については、和室1又は和室2に区分して利用することができる。この場合における和室1又は和室2の利用料金は、この表の和室の項に規定する金額の2分の1の金額とする。

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

平成 27 年 6 月 19 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 学園 I C T 化構想事業用パソコン・タブレットパソコン等 |
| 2 財産の概要 | (1) ノートパソコン 370 台
(2) タブレットパソコン 492 台
(3) タブレットパソコン接続用無線アクセスポイント 36 台
(4) タブレットパソコン管理ソフト（授業支援）一式
(5) タブレットパソコン保管庫 12 台
(6) タブレットパソコンキャリングバック 96 個 |
| 3 取得目的 | 市立中学校にノートパソコン等を整備することにより、教育環境の I C T 化を進めるため |
| 4 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 取得価格 | 金 115, 481, 592 円
(内消費税及び地方消費税の額 8, 554, 192 円) |
| 6 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 取得の相手方 | 大阪府大阪市中央区博労町二丁目 5 番 15 号
西日本電信電話 株式会社 大阪支店
取締役大阪支店長 太 田 真 治 |

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

平成 27 年 6 月 19 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する財産 | ハイブリッド塵芥収集車 |
| 2 財産の概要 | 2トン回転ダンプ式ハイブリッド塵芥収集車 4台 |
| 3 取得目的 | 塵芥収集車の経年劣化に伴い、ハイブリッド仕様の車両
に買い換えるため |
| 4 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 取得価格 | 金 29,376,000 円
(内消費税及び地方消費税の額 2,176,000 円) |
| 6 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 取得の相手方 | 大阪府寝屋川市池田三丁目 11 番 15 号
大阪日野自動車 株式会社 寝屋川支店
支店長 入 江 喜 義 |

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

平成 27 年 6 月 19 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 消防団車両 |
| 2 財産の概要 | 小型動力ポンプ付積載車 4台 |
| 3 取得目的 | 経年劣化に伴い、消防団車両を買い換えるため |
| 4 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 取得価格 | 金 22,857,120 円
(内消費税及び地方消費税の額 1,693,120 円) |
| 6 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 取得の相手方 | 大阪府大阪市旭区大宮四丁目 22 番 1 号
中央商工 株式会社
代表取締役 吉 田 隆 一 |

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

平成 27 年 6 月 19 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 胃・胸部レントゲン機器等 |
| 2 財産の概要 | (1) 胃レントゲン撮影装置（X線透視撮影装置） 一式
(2) 胸部レントゲン撮影装置（フラットパネルディテクター装置（FPD）） 一式
(3) 読影モニター（画像サーバー及び画像ビューワ） 一式 |
| 3 取得目的 | 集団検診用の胃・胸部レントゲン機器等の経年劣化に伴い、当該機器等を買換えるため |
| 4 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 取得価格 | 金 44,280,000 円
(内消費税及び地方消費税の額 3,280,000 円) |
| 6 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 取得の相手方 | 大阪府吹田市春日三丁目 20 番 8 号
グリーンホスピタルサプライ株式会社
代表取締役社長 小 川 宏 隆 |